

ID: 165

担当部署: 都市建設課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町都市公園条例 第10条第1項(第16条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和45年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (使用料)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 有料公園施設を利用する者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、別表第3に定める額の2倍に相当する額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日